

人権サポーター募集

人権啓発活動をサポートすることで、みんなが幸せになる社会づくりを目指しませんか。

▶活動内容

- (1)人権イベントでのボランティア活動
 - (2)家庭・地域・学校や企業での人権啓発活動
 - (3)人権課題の解決のために寄与する活動
- ※報酬・交通費の支給はありません。

▶対象 どなたでも

▶定員 30人程度

▶申込み 8月31日までに電話かファクス(324-2105)で住所、氏名、年齢、職業、電話番号を人権推進総室(☎328-2333)へ

消防団員募集

消防団は郷土愛護の精神を基調とし、「自分たちの街は自分たちで守る」を基本理念に、昼夜地域防災・消防広報などの活動を行っています。

それぞれ本業をもった人たちが構成する消防団ですが、災害など活動中の身分は地方公務員法に明記されている、特別職の地方公務員です。報酬・費用弁償などの各種手当も支給されます。

入団資格は本市に住むか通勤する18歳以上の身体が健康な方で、男女は問いません。

募集人員は各校区の分団で異なります。

詳しくは、消防団室(☎372-2770)へ。

自衛官募集

▶受付種目

- ①航空学生、一般曹候補生、自衛官候補生
- ②防衛大学校(推薦)、防衛大学校(総合選抜)
- ③防衛大学校(一般前期)、防衛医科大学校医学科、防衛医科大学校看護学科(自衛官コース)

▶受付期間 ①8月1日(土)～9月8日(火)

②9月5日(土)～9日(水)

③9月5日(土)～30日(水)

志願者への情報提供を行う「自衛官募集相談員」に気軽にご相談ください。

詳しくは、熊本地方協力本部熊本分駐所(☎297-2054)へ。

(区政推進課 ☎328-2031)

耕作放棄地をなくしましょう

耕作放棄地は、病害虫が発生するなど近隣農地への被害や、不法投棄・防犯上の問題など地域の環境へ悪影響を及ぼしかねません。みんなで耕作放棄地解消に取り組みましょう。

耕作放棄地を元の農地に戻したい場合は、補助制度があります。

詳しくは、農業委員会事務局(☎328-2781)へ。

「はかり」の定期検査を受けましょう

取引または証明に使用している「はかり」の検査を下記の日程で行います。

家庭用計量器(キッチンスケール・ヘルスメーターなど)の検査も併せて行います。

期日	場所
8月4日(火)	南部万年青会館 外側通路部分
8月5日(水)	日吉小学校 正面玄関前

▶受付時間 午前10時～正午、午後1時～3時
(計量検査所 ☎369-0610)

北方領土問題について

北方四島(択捉島、国後島、色丹島および歯舞群島)は日本固有の領土です。早期の問題解決に向け皆で認識を深めましょう。

詳しくは、内閣府北方対策本部(☎03-5253-2111)へ。

内閣府北方領土 検索

(広報課 ☎328-2043)

税・国保

8月は市県民税第2期の納期です

市税の支払いには、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関または郵便局でお申し込みください。
(納税課 ☎328-2204)

国民年金保険料の後納制度(納付期限の延長)が9月末で終了します

過去10年以内の保険料を納めることで、将来受け取る年金額の増額および年金の受給資格が得られる可能性がある制度で、平成24年10月から3年間に限り実施しています。

ご自身の年金記録は、ねんきんネット(<http://www.nenkin.go.jp>)でご確認ください。

※後納制度は事前申込みが必要です。審査の結果、後納制度による納付をご利用できない場合があります。

詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル(0570-011-050)へ。

(国保年金課 ☎328-2290)

環境

街なかに みどりと笑顔を運びます 市電緑のじゅうたん事業

「市電緑のじゅうたん」の魅力は

- ・沿線の温度が抑制されます。
- ・電車の走行音が低減されます。
- ・都市の景観が向上します。

サポーター募集

- ▶種類 市民サポーター 1口3,000円以上
オフィシャルサポーター 1口10,000円以上

▶税法上の取扱い

この寄附金は、法人税で損金算入が認められ、所得税では寄附金控除の対象、住民税では寄附金税額控除の対象になります。

▶寄附の方法

- 1 指定金融機関での振込み
専用の振込用紙が市庁舎1階ロビー、区役所・総合出張所などにあります。
- 2 現金での申込み
環境共生課(市庁舎7階)で受け付けます。

▶サポーターの特典

- 1 サポーター証提示で、市の観光・文化施設の入場(入館)料が、2割引に(1年間)。
- 2 1万円以上の寄附をした方の名前を市電の電停に掲示(5年間)。
※1回につき10万円以上の寄附をした方には、感謝状を贈呈。
(環境共生課 ☎328-2352)

放置竹林整備モデル事業募集

市内の荒れた竹林の整備対策案を検討するためのアイデアを募集します。

▶募集期間

8月3日(月)～31日(月)

▶対象 市内の環境保全に取り組む市民団体

▶募集する活動

1,000㎡未満の竹林の間伐などの整備に加え、地域団体などと連携した自然環境保全活動、伐採した竹の利活用など、ほかの地域のモデルとなるような活動で、3年間継続して行うもの

▶助成内容

放置された竹林を整備する際に必要な経費の2分の1を上限とし助成(初年度のみ)

▶選定方法

9月に審査会を開催し、補助団体の選考および金額を決定します

▶申込み

8月31日までに、事業計画書、予算書、団体の規約、活動箇所の位置図を持参または郵送で〒860-8601環境共生課(市庁舎7階 ☎328-2352)へ

※事業計画書などは市ホームページからダウンロードできます。

上下水道・ごみ

下水道事業受益者負担金の決定通知書と納入通知書を送付します

下水道事業受益者負担金とは、公共下水道を整備した地区の土地に対し、下水道整備費用の一部を一度だけ負担してもらうものです。

受益者負担金の決定通知書を8月に送付します。納入通知書は、納期月(一括払いは8月のみ、分割払いは8・10・12・2月の年4回の3年間)ごとに送付します。納期限日は、各納期月の25日です。

分割納付を選ぶ方は、10月以降の納期分から口座振替で納付できますので金融機関・郵便局で手続きをお願いします。

※受益者負担金の申告書を提出していない場合でも、申告書送付時点での登記簿上の土地所有者の方に送付します。

詳しくは、給排水設備課(☎381-1153)へ。

くらしの中の人権 23

犯罪被害者などの人権

ある日突然、犯罪によって幸福に生きる権利を奪われてしまった人たちがいます。犯罪被害者の人たちです。

犯罪被害者やその家族は、事件そのものに関する精神的、経済的および時間的な負担だけでなく、マスメディアの取材や報道により、平穏な私生活が侵害されるなどの二次的な被害にも苦しんでいます。

これらの問題は、被害者が自分で解決することが難しく、社会的な支援が必要です。本市では、被害者の相談や支援を行う「くまもと被害者支援センター」の活動への支援、被害者に関する案内窓口の設置など、被害者の実情に応じた各種支援に取り組んでいます。

皆さんも犯罪被害者やその家族に対する理解を深め、人権に配慮しましょう。

(人権推進総室 ☎328-2333)